

那須塩原市移住応援補助金

～栃木県外から那須塩原市へ移住を検討している方へ～

令和3年4月1日以降に移住し、市内の賃貸住宅に入居した方を対象に、家賃の一部を補助します。

●補助対象要件 ※すべてに該当する必要があります。

- ① 令和3年4月1日以降に栃木県外から転入し、かつ転入前直近1年間において栃木県内に居住したことがない。
- ② 転入日において、就労（就労内定を含む）している。
- ③ 世帯全員が市税等滞納をしていない。
- ④ 世帯全員が暴力団員等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものではない。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていない。
- ⑥ 日本国籍を有する者又は外国籍の者については日本での永住権等を持っている者
- ⑦ 転入日（住民登録日）において43歳未満である。
(移住者に配偶者がある場合は、いずれかの一方の者が43歳未満である世帯)
- ⑧ 補助金申請者である移住者が賃貸借契約者本人である。
- ⑨ 那須塩原市に5年以上の定住意思がある。
- ⑩ 自治会、なすしおばらファンクラブに加入する予定がある等、ほか補助金申請に係る誓約書兼同意書の内容について承諾する意思がある。



●補助額

- ① 賃貸住宅家賃の1/3以下（千円未満切り捨て）又は20,000円/月のいずれか低い方の額
※住宅手当等が支給されている場合はその額を控除した額を補助対象額とする。
 - ② 加算について
 - ・子ども加算：補助期間内の各月の初日において、世帯員に16歳未満の子どもがいる場合は子ども1人につき5,000円/月
 - ・居住地区加算：那須塩原市立地適正化計画の居住誘導区域内に転入した場合1,000円/月
居住誘導区域は、市のホームページで確認いただけます。
「那須塩原市立地適正化計画について」
「那須塩原市立地適正化計画に基づく届け出について」※詳細図有
（立地適正化計画に関する問合せ先：都市計画課都市計画係0287-62-7159）
- ※ただし、①と②の合計額が補助月額となりますが、補助月額が補助対象額を超えることはありません。また、虚偽の申請等行った場合は返還していただくことになります。

●補助期間 12箇月（交付申請した日が属する月の翌月から）

※補助期間が、年度をまたぐときは、年度ごとに申請が必要になります。



●手続き方法●

①事前確認 移住促進センターへの事前相談を行い、必ず次の2点について確認します。

ア：補助金の交付対象になるかどうか？

イ：補助金の交付は予算の範囲で行うことから、予算額に到達した時点で受付終了になりますので、補助金の受付が終了していないかどうか？

②交付申請 事前確認し、転入後30日以内に必要な添付書類を添えて申請します。

(提出書類)

1. 移住応援補助金交付申請書
2. アパート等の賃貸借契約書の写し
3. 世帯全員の住民票の写し(謄本)
4. 申請者の就労等及び住宅手当等の証明書又は自営業就労及び住宅手当等の申立書
5. 内定証明書
6. 移住応援補助金申請に係る誓約書兼同意書
7. 住民票の除票又は戸籍の附票

※転入前直近1年間に栃木県内に住民登録をしていないことを証明するための書類です。

③交付決定 交付申請内容の審査後に交付決定通知書が発行されますので、大切に保管してください。

※申請後、居住や世帯状況に変更があったときは変更交付申請の手続きが必要です。

④実績報告 補助対象期間が終了する日から30日以内又は年度末(3/25日)のどちらか早い日までに、必要書類を添えて実績報告をします。

・移住応援補助金実績報告書

添付書類：①家賃の支払いが証明できる書類(領収書、口座振込証明等)

②住宅手当支払い実績証明書(申立書)

③世帯全員の住民票の写し

⑤額の確定 実績報告の内容審査後、補助金の額が確定し、額の確定通知が発行されます。

⑥補助金の請求 補助金の額の確定通知書が発行されたら、その金額について請求書を提出して、補助金を口座振込により受け取ります。

応援補助金ホームページ



【お問い合わせ】

那須塩原市移住促進センター 電話：0287-73-5742

那須塩原市企画部企画政策課企画政策係 電話：0287-62-7106

メール：kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp